

(緊急連絡) 令和3年7月28日付け「特別利子補給助成金の返還のご案内」
を受領された事業者様へ

令和3年7月29日

新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業共同企業体
代表会社 株式会社 JTB
(新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局)

この度、新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業における「特別利子補給助成金の返還のご案内」(以下「返還のご案内」といいます。)の送付にあたり、この記載内容に誤りがあったことが判明しました。

本「返還のご案内」を受領された事業者様には多大なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

1. 記載内容に間違いがあった送付物

- ・ 令和3年7月28日付け「特別利子補給助成金の返還のご案内」

2. 間違いの内容

| | | | |
|---|------------------------|-------------|----------------|
| 例 | 間違い箇所 | | 取引番号 |
| | 1. 返還が必要となった金額 | 金 100,000 円 | (XXXXXXXXXXXX) |
| (貸付日 令和2年4月10日、助成対象貸付額 10,000,000 円に係る申請) | | | |
| 【内訳】 | | 正しい返還金額 | |
| 返還が必要となった金額 (①-②) | 金 | 20,000 円 | |
| 算出 | ①既に交付を受けている特別利子補給助成金の額 | 金 | 100,000 円 |
| 内訳 | ②貴社(貴氏)が金融機関に支払った利子額 | 金 | 80,000 円 |

※ 本通知の内容をもとに、返還手続きを行わないようご注意ください。

3. 事務局の対応と事業者様へのお願い

- ・ 弊事務局は、本件についてのお詫びとご説明のため、対象の事業者様にお電話いたします。
- ・ 後日、正当な内容を記載した「返還のご案内」を再度、送付いたします。
- ・ お手元の「返還のご案内」は、破棄をお願いいたします。

今後、このような事態を生じさせないよう再発防止策を講じ、本事業の適切な運営に努めてまいります。

以上

【お問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(独立行政法人 中小企業基盤整備機構 委託事業)

住 所：〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 1 階 JTB 東京中央支店

電話番号：03-6737-9305 (平日 9 時 00 分 ~ 17 時 00 分)